# 裁判官忌避申立書

原告　川口寛之
　　他　三十二名

被告　内閣総理大臣
　　福田赳夫

右、当事者間の御庁、昭和五十三年(行)ウ第二号、伊方発電所原子炉設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件について申立人等は次のとおり裁判官岩谷憲一について忌避の申立をする。

昭和五十三年九月　　日

右申立人（原告）広野房一
他三十二名
（原告の表示は別紙のとおり）

松山地方裁判所民事部御中

申立の趣旨

松山地方裁判所、昭和五十三年(行)ウ第二号、伊方発電所原子炉設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件について、裁判

官岩谷憲一に対する忌避は理由あるものと認める、との決定を求める。

申立の理由

一、申立人等を原告とし、内閣総理大臣福田赳夫を被告とする伊方発電所原子炉設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件は、松山地方裁判所民事第二部において昭和五十三年(行)ウ第二号事件として、裁判官渡辺貢・松野勉・岩谷憲一担当により審理中である。

二、ところで岩谷裁判官は、さきに、申立人広野房一・西園寺秋重を原告とし、四

国電力株式会社を被告とする　昭和五十一年(ワ)第九三、第九四号第三者異議請求事件の担当裁判官として、昭和五十三年六月二十七日、判決を行った。

三、岩谷裁判官はこの判決のなかで、被告四国電力株式会社が自ら、地主が立木の転売をしたことを認め、公言しているにもかゝわらず、そのことには全くふれようともせず、原告等が古くから世間一般で通用している方法で、地主等と正当な取引によって、契約をしていることを認めないばかりか、原告が原発反対運動をしている故をもって、この契約が仮装であると断定し原告の信用を著しく傷つけ

たのである。

原発反対運動を行う者に対し、裁判でもっとも恐るべき予断と偏見をもって、判決を行ったことが十分伺えるものである

四、(三)のように原発反対運動を行う者に対し、予断と偏見をもって裁判を行った経歴を有する岩谷裁判官が、この昭和五十三年(行)ウ第二号、伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件の担当として、果して公正に予断と偏見を排し、裁判を行うことが出来るであろうか、私たちは断じて出来ないと信ずるのであります。

私たちはひたすら地域社会の平和と、そこに住んでいる者として、現在及び将来にわたり、生命と健康の安全をねがい、裁判に提起したのでありますが、それはひとえに裁判所と裁判官の公正を信じているからであります。

しかし右のような事情のある限り、私たちは裁判のはじめから不安と疑惑にみちた裁判を強いられることになり、とうてい容認できないものであります。

五、そこで申立人等は裁判官岩谷憲一に対してこの忌避の申立てをいたします。

疎明方法

一、昭和五十一年(ワ)第九三九四号第三者異議請求事件　判決書　一通

以上